

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

[平成22年 2月25日開催]

南 あ わ じ 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時 平成22年 2月25日
午前10時00分 開会
午後 0時 8分 閉会
場 所 南あわじ市議会 委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員	長	原 口 育 大
副 委 員	長	熊 田 司
委 員	員	谷 口 博 文
委 員	員	阿 部 計 一
委 員	員	森 上 祐 治
委 員	員	蛭 子 智 彦
議 長	長	川 上 命

欠席委員（1名）

委 員	員	砂 田 杲 洋
-----	---	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局	長	湊 本 幸 男
次	長	前 田 和 義
課	長	阿 閉 裕 美
書	記	川 添 卓 也

II. 会議に付した事件

1. 前期検討結果の仕分け.....	3
2. 新規検討項目について.....	29
3. 視察研修について.....	31
4. その他.....	32

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成22年 2月25日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 0時 8分)

○原口育大委員長 おはようございます。

只今より、第2回の議会改革特別委員会を開催したいと思います。

今日は、大変暖かい気候となりました。早朝よりのご出席ありがとうございます。

議会と執行部との関係について、車の両輪というふうにいわれるわけですが、現状では議会は私から見るとですが、執行部の補助輪のような状況にあるように感じています。

それぞれがしっかりと駆動できる、真の両輪になれるように、議会改革を進めていきたいというふうに思っております。

前回、資料配布いたしました栗山町議会基本条例の前文の最後に、町民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築きたいと思うと結んでいます。

まさにそうした思いで、皆さんと一緒に議会改革を進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは座って失礼します。

本日の次第ですが、お配りしております。

まず1番としまして、前期の検討結果の仕分けということで、3月の議会で採用できるものを抽出して準備をしたいと思っております。

2番目には新規検討項目についてということで、それぞれ委員さんに新しい検討項目の提案がありましたら持ち寄っていただきたいというふうにしておりましたので、ありましたらそれについて、分類をしていきたいと思っております。

3番目としましては、視察研修についてということで、新年度早めに実施をしたいと思っておりますので、検討をお願いしたいと思います。

そういったことで、本日進行をしたいと思っております。

まず1番目、仕分けに関してですが、議会改革体系(案)というかたちでお手元に資料が配られています。これについて、一部修正といいますか、訂正したい旨がありますので、事務局の方よりよろしく申し上げます。

議会事務局課長。

○議会事務局課長(阿閉裕美) 議会改革体系(案)なのですが、前回お配りしておりました分と、今回次第書の下に同じような体系(案)をお配りしております。これについてですが、2番の市民参加、それと4番のその他の部分につきまして、一部事務局の方で前回記載ミスがありましたので、訂正させていただきます。

まず2番の市民参加の分の出前講座、懇談会、報告会の実施についてという部分でございます。

これ赤字で前回は記載されておりました。前期委員会での継続中長期検討項目ということで、赤字で記載しておりましたが、これ前期では実施するというので決定しております。

実施するにあたっては実施要綱をまた検討して定めて実施するという流れになっておりましたので、赤字で記載しておりましたが、黒字のほうに変えさせていただいております。

それと4番のその他の1。党派間の執行部に対する要望の一本化ですけれども、これ決定したということで黒字で記載しておりました分なんですけれども、これはまた引き続き検討するという検討結果になっておりますので、こちらのほうは赤字のほうに訂正をしておりますので、よろしく願いいたします。

○原口育大委員長　　今、2点について報告がありました。

出前講座等については、具体化していなかった部分があったもので、その辺の取り方のなかで、検討中みたいな表現になってしまったのかと思っております。

この点について、ご了承いただければよろしいでしょうか。

特にないようですので、そしたら今報告がありましたような体系のほうに差し替えて協議を進めていきたいというふうに思います。

それでは前回お配りしております、前期の検討結果の資料に基づきまして、仕分けに入りたいと思います。

まず、資料の中の議会運営の部分から始めます。

まず説明員の範囲につきまして、検討結果については、①出席要求については、自治法の規定では説明員として出席するものは市長及び行政委員会、行政委員会については教育委員会なり農業委員会、監査委員、選挙管理委員会になるかと思っておりますが、それぞれの長の判断によるため、議会で説明員の範囲を検討し、市長及び行政委員会と調整し、出席要求を行うものとする。なお、委任または嘱託された職員の答弁は市長及び行政委員会の長の答弁としての効果を持つ。

このことについて、留意事項のところでは慣例となっているということでもあります。

これについては、慣例になっておるわけですが、こうして前期の検討結果にあがってきておりますので、3月の議会の中で、議員協議会で、前回は聞き及んでおくというか、本当に報告しただけで全員協議会が終わっておりますので、抽出してこの部分については承認を、確認するという作業を行いたいと思うのですが、まずこの説明員の範囲についてご意見を伺いたいと思います。

この説明員の範囲については、そういうことでよろしいでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議長からの要請があれば担当委員とか、それぞれ議員から要請があれば調整するということだと思うのですが、これまででもすべての方を議会ごと、会議の内容によって説明員の範囲というのがその都度変わってきていると思うんですよね。

例えば前期の議会であれば選挙管理委員長の出席を求めたとか、それも委員から議員からの要請でということで、検討して議長の判断で求めていくというのがあることがあったかと思しますので、範囲を検討するというよりか、議員の要請を踏まえてですね、議長から出席を求めるといった趣旨が入ればいいのかと思うのですが。

○原口育大委員長 この部分については、慣例になっているということが書いてありますが、②と③につきましては、まず②については、9月は決算が上程されるため、監査委員、識見の方の監査委員への出席の要請を定例化する方向で調整する。

③としましては、一般質問の答弁を求めるものに行政委員会の長が指名されている場合は出席要請を行う。これについては慣例となっている。

この3つを今あげています。

今、蛭子委員からご指摘のありました選管の委員長等については、③に該当しておったのかなあというふうに思います。

①③については、要するに慣例となっておる、一度ここに上がっている以上は、今回の3月議会で、全協等で確認しておきたいということでもあります。

②については、監査委員さんのほうに出てもらおうということについて、現実的には執行部との調整が残っておるのかなあと。決算ということなので、9月議会までにそういう部分を検討して、どうかなあと思っています。

ただ該当規定等のところに自治法なり、すでにある運営基準のことが書いてありますので、上位法といいますか、そういう縛りがあると思いますので、事務局でご説明いただけますか。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） この1番のところに検討結果で挙がっておりますように、これはごく法解釈したまでの部分でございます。

それで当然、行政委員会の長なり、市長に出席要求するわけなんです、その中でそれぞれの長が出席について判断をして、自ら出席するのかあるいは委任をして職員をもって出席させるのかといった判断をされるかと思えます。

その判断によってされたものが、出席をして、例えば委員長が出席しなくて書記長なり事務局長が出席するといった場合には、当然その職員が答弁したことは委員長が答弁したことと当然同様の扱いになるというようなことはごく当たり前のことでございます。

ただ今までいろいろ議論されたのが、特にやはり今回は、こういう質問があるので委員

長自ら出席していただきたいという要請、要望を行うと。

ただこれも強制的なことはできませんので、それで出席できないと言われればそれまでなんですけども、やはり議長からそういう要請をしていくということを確認したというようなことでございます。

このたび監査委員という部分については、特に定例化をしていくという部分についてはその監査委員そのものの諸条件というか、そういったものも調整していく必要があるのかなあということで、これはこちらだけの一方的なかたちでは要請はできますけども、定例化するというようなことについてはやっぱり調整が必要なのかなあということでございます。

以上でございます。

○原口育大委員長 この①から③に関してご意見ありますか。

阿部委員。

○阿部計一委員 説明員の範囲ですけども、予算委員会とか決算委員会では課長とかも出席されているわけですけども、委員会もそうですが、今のところ部長と、今度の議会は次長も出るようにいわれますけども、どうも部長では今資料がないとか、現実見えますと、現実に現場でやっているのは主幹なり課長がやっているということで、これはできたら本会議にも課長も最低限出席していただいたほうがいいのではないかと思うわけですが、その点はどうなんですか。要請しても問題ないわけですか。課長の出席ということは。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 先ほど申し上げましたように、当然いろんな質疑が予想されるというなかで、例えば市長部局であれば市長部局で市長に対して議長から出席要請をしています。それでその中で、市長のほうから、今回の3月議会でありますと、予算議会という部分がありまして慣例的というか今まで部長次長が出席しておったということで、当然部長が出席すれば部の中の部分は、当然答弁はできるというのが前提があるわけなんですけども、やはり3月の議会だけは次長も出席するという慣例的な中で今回もそういうことで、そういうかたちで出席しますというような回答が来るということで予測はされるわけなんですけども、これが課長といった分になりますと、非常に人数が多くなるというような部分もありまして、そこらへんは議会と執行部との協議の中で、そこらへんは調整をできるのではないかと思うわけですが、想定されるのが非常に本会議が7日、8日ということで連続しますので、課長以上はその間すべて出席ということになると他の事務関係に支障をきたすということもあって、基本的には部長がおればすべて

答弁できるということが前提だと思いますので、そこらへんがどうかなあというように。

ただ先ほど言ったように課長以上ということを経験すればそこらへんの調整はどういう結果になるか分かりませんが、協議はできると思うのですけども。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 旧町時代は管理職、課長がそれぞれ議会へ出てきて答弁しよったわけですね。そういう風潮があって現実議会活動していてもね、結局部長次長で分からない。現実あるんですよ。部長次長の能力にもよるんですけどね。ちょっと課長がおらんとか。

私言っていることはすぐにそれをやれでなくね、やはり課長というのは常に住民と接して、主幹にしても現場にいたりしてやっている。それが常に部長や次長につながっているかといったら決してそうではないと思う。今までの経験からね。

十分、これ委員長に検討していただいて、早い時期になるべく1人でも出席しておれば議員の質問に対してやね、それは十分な答弁ができる可能性は多いですしね、議会を離れた議員活動をやっていてもそういうのは多いです。

ですからそういうことをひとつ執行部のほうにも伝えていただいて、課長も出ていただくと。課長が出たから事務に支障をきたすということは、主幹もいますので、ないと思いますのでね。ぜひそんなふうなかたちにあってほしいなあと思います。

委員長どうですか。

○原口育大委員長 今、該当規定も自治法のところにそういう大きな話があって、説明員の範囲として今現状では課長以上というかたちで市長なり行政委員会の長の判断で説明員の範囲を検討されて出てきておることになっておりますので、必要ということであれば議長のほうから申し入れるということは可能だと思います。

ただ現実的には委員会付託なりされて、より議論を深めるという場もあつたりしますので、これは本会議での説明員の範囲でございますので、私としては今出ている検討結果が妥当ではないかなと。あとはある意味規定にまで定めて縛っていくのかどうかというのは残るのですが、私は現状の検討結果であとは運用でないかなあと思っております。

森上委員。

○森上祐治委員 今の件について、確かに阿部委員おっしゃっている現状からみてね、地方自治法で答弁というのがあるんですけども、私もちょこちょこ経験したんですけども、このおととい20何日ですか、昨日だったのかなあ、基本計画。

庁舎等の基本計画ありますよね、新庁舎の基本計画。あれのこれからのことなんですけど、あれ見ていたら市の執行部の構想としたら、500名の職員に減らした時点なんですけど

ね、ほとんど次長というのがほとんどみな削っているんよね。部長の次が課長と。それが普通だと思うんですよ。

今、阿部委員おっしゃっているように旧町の時代はだいたい課長が各課でね、トップだったという経緯があって、次長という立場は、私は個人的に思っているのは、合併して職員の数、市民へのサービスの低下をしないということで、市としても極力内部の管理職を手厚くということだろうと思うんやけどね。

けども次長の立場というのは私見ていてちょっと中途半端なところあるゆうふうな感じがするんよね。

ということならば、本来次長は、次長という職があった以上はですね、議会答弁なり、普段の仕事で各課の1つの部局の、部ですね、各課の動きを完全に掌握しておらないかと。部長の下におるんですからね。

だから次長の仕事がカチッとできていたら、部長が分かりにくい答弁は課長を呼ばないといけないということよりも次長ができないと、と思うんよな。次長がある以上は。その辺のことを考えていたら今のでいいのかなあと。

要するに管理職の普段の日常的な姿勢の問題であるというような感じがいたします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 確認なんですけどね、議長から説明員の出席の要請をされると、先ほどの局長の説明では法的拘束力がないような説明だったんやけど、議会から説明員の要請をした段階に拒否というのは法的にはできんのけ。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 出席要求はあくまで議長から市長、それと行政委員会の長に対して出席要求します。

それは当然、法に基づいてやっています。

それぞれの長が次に出席をする、誰を出席する、自ら出席するということがありますし、また委任、囑託をしたものに出席をさせるということもあります。それも可能なんです。法的に。

当然出席要求があれば出席しなければならないということでございますので出席はします。ただ出席する範囲について、それぞれの市長なり、行政委員会のほうで、こういうかたちで出席しますということであれば、それで一応了解する必要があるのかなあと。

ただ先ほどから出ている部分でそれでは足りないのやと、やっぱり長自ら出席していただくことも必要なんやということが随時あれば、そのときに要請は議長からしていくと。

ただそれも要請をして、出席できないということであればやむを得ないということです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 局長の説明でしたら、要は議会からの説明員の出席要求に関しては、一応代理出席はされるケースもあると。要請された本人がいろんな様々な状況で、出席できない状況下にある場合は、代理出席が認められると。

かといって、まったくそういう要請をした関係機関の人もよ、出席を固辞するということはできないというように解釈してよろしいんやね。

わかりました。

○原口育大委員長 それでは①と③について、この検討結果を議運に報告をして承認を得たいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

阿部委員の指摘された点については、極力議長等からの申し入れ等についてしっかりと執行部に対応いただくいう、ここには書きませんが、原則といいますか、そういうことで認識できるかなあというふうに思います。

②につきましては、9月の決算までに運用規定の中に盛り込んでいくという方向の中で執行部との調整等を進めていくと。一応検討結果については今回は報告しないけども、尊重して調整に入ると。うまく調整できるようにもって行って9月に間に合うようにできればなあというふうに考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それではそういうことにさせていただきますして、2番目の常任委員会、特別委員会のあり方についてということで委員の任期であります。

まず①再任は妨げないとなっておりますので、現状どおり1年任期とする。これについては委員会条例は1年ということで規定をしております。

②の議会運営委員、議運ですけども、議長の任期、後で出てくる議長の任期と関連するもので、議長の任期を考慮すると。現状議長の任期は1年となっているということでありまして、この前期検討結果の中では2年ということが後半で出てまいりますので、それとの兼ね合いがあるということで今回報告はすることになっておりませんが、この2点についてご意見ありますか。

議長。

○川上 命議長 昨日も出たんですが、広域行政があるんですね。これ今総務委員長、議会議長、副議長となっておりますが、この当て職というのに問題があるということは、1年任期のところはくるくるくる代わっていくということで、結局広域行政も少しかじっては代わり代わりして、分からないうちにやめてしまうというようなことで問題があるなあということで、その当て職というものを考えてはどうかという話も昨

日も出たんです。

議長は申し合わせ事項で1年なんですけど、あとの出席のね、なんとか2年任期で残っていくような方法のひとつ各3市が考えてはどうかというような意見も出ていっているわけ。

ということで、1年任期でころころころ代わっていきよったら分からないということですから。そういったことが昨日出たということだけひとつ報告しておきます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 議長、組合議会の任期というのは、1年なんですか2年なんですか。

○原口育大委員長 議長。

○川上 命議長 広域行政は当て職になっていますので、その名前が代われれば代わるということになって、2年なった4年になったらそのままいくし。

当て職になっています。

○原口育大委員長 その件については、後段のところ、一部事務組合のことについても触れておりますので、ただ本市の議会改革の中で事務組合のことについてどこまで議論できるかという部分があります。

ただ事務組合の条例の中で、例えば今回の水道でしたら役職を指名してきていると。仮に議員をこちらで出したということであれば、役職に関係なくどちらの任期にも影響されないかなあと思ったりもするんですが、そこらへんは別の議会ですので、若干こちらだけで判断できるものでないと思っています。

ただ重要なことではあると思うので、後段出てきたときにその部分は確認したいなあというふうに思うのですが、今あがっている分については、本市における常任委員会と議運ですね、この2点について議論をいただけたらというふうに思います。

それでは①は現状どおり1年任期にするということで、これもすでにこれで本任期もスタートしています。

これについても委員会条例で規定済みということで改めて報告するまでもないと思うのですが、いったんここに挙がっていますので、3月で報告したいと。

②についてはあとで議長の件が出てまいりますので、それとの絡みはやっぱり、ここに出ている検討結果しか仕方がないのかなあと思いますが、それでよろしいですか。

次に特別委員会の設置のあり方ということで、検討結果としては①特別委員会の設置は一定の期間で結論の出るものを基本とする。それ以外は所管の常任委員会で調査を行い、必要に応じて重点調査を実施する。これについても留意事項で、委員会条例第6条で規

定されていると。現状そういうふうの規定しておりますということかと思えます。

②議会広報広聴特別委員会を常任委員会とする。なお、委員は総務、文教、産建の各委員会から各3名以内を選出して、9名以内の委員会構成とし、広報活動の充実を図る。これについては、検討結果が出たわけですが、留意事項にありますように委員定数がこの時点では24で検討したわけですが、現状20になったということで再検討が必要ということで、そのまま検討事項というかたちになってしまっているというのが現状かと思えます。

この特別委員会の設置のあり方について、協議をお願いします。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員定数は9名以内というふうになっている、それぞれの委員会3名以内になっているということで、上限を定めてありますので、議員定数は減ったとしてもこれが上限だということであれば、その都度常任委員会を構成する段階で人数について、決めていけばいいような話ではないかと。

先ほどの委員会条例に規定されている趣旨からすれば議会広報広聴特別委員会というのは常任委員会とするのがふさわしいのであろうと。

そして今後出前講座とか広報だけじゃなく、広聴活動の課題として示しているわけですから、むしろ常任委員会にすることが良いのではないかと思っています。

○原口育大委員長 この②の議会広報広聴特別委員会について、今意見が出ておりますので少し議論したいのですが、前回、今期スタートにあたっては常任委員会にすることについては、それぞれの議員がいくつの委員会に属するかということが問題になって見送られたというふうに私は思っているのですが。

谷口委員。

○谷口博文委員 定数20人で私の確認なんですが、常任委員会3つあって、各議員はそれぞれ1つの委員会に必ず出ると。4つの委員会にすることによって、その人数なんですが、6人にすれば20人やから重複する議員が出てくるということは、根本的にそのような複数の委員会にやな、出ざるを得ないようにするのか、それとももうこのまま行くのか。

3つの委員会というのと4つの委員会というので、まったく違ってくると思うので、そのあたりはどのような選択をするかというのは、我々だけではなかなか決めづらいところもあると思うけれど、その辺をどういうふうにするほうがいいのかあというのは私自身も判断しかねるところもあるわけですね。

そのへんをちょっと。

○原口育大委員長　　私の私見になってしまいますが、今言われたように全員が複数の委員会に所属はできるというふうになっていきますので、全員が2つに入るということであればいいかと思うのですが、そういうかたちも難しいとすれば特別委員会でおいておくしかないのかなあと、そのときは思いました。

谷口委員。

○谷口博文委員　　局長に今度はお伺いさせていただくんやけど、そういう複数の委員会にしているような市というのは現状、どれぐらいありますか。

○原口育大委員長　　議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男）　　常任委員会については委員長がおっしゃっていた複数参加するというか、複数構成される場合は、バランスというのが必要であるというのも1つあります。

常任委員会の中で一般的には所管の委員会、当市の場合は、総務、文教、産建という3つの所管の、それぞれの行政事務を所管する審査なり調査を所管する委員会、これが一般的な常任委員会。

この委員会については当然いろんな議案が付託されます。そういうことでそこで審査しますので、それで委員会の表決も当然加わってくるというような中で、そういう部分については当然、1人の人が2つ入る、3つ入る、それである人は1つだけという、そういうことはできないと思います。

これはやはり2つ入るんであればすべて2つ入るということも必要やと思います。

今、言っている広報広聴の場合はそういう審査というのではなしに、調査、広報広聴、特に広報紙の編集と、広聴という部分があります。

先ほど言った所管の委員会が複数入っているというのは兵庫県下でも29市で1市が複数やっているだけです。

それで広報については兵庫県内で常任委員会にしているところは今のところございません。ただ全国的には広報広聴の場合は広報だけに絞って、編集委員会とかいうことで議運がそれを兼ねたり、また任意の組織でそれぞれの委員長が参加して編集するといった任意の組織でやっている場合もありますし、まれに常任委員会というそういうかたちでやっているいろんなケースがございます。

兵庫県内では特別委員会と編集委員会という任意の組織でやっているというのが2通りやと思います。

○原口育大委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　今の局長の説明で私もだいぶ良く分かってきたのですが、前回のこの特別委員会でこういう結論を出したと。常任委員会にすべきというような結論を出したという経緯についてはね、私も過去4年のうちの3年間は広報委員させていただいて、前の会派の人たちからも広報は大変やなあというようなことをよく聞きました。

そういう広報委員の頑張り、努力を側面から見られてですね、常任委員会に格上げしたらいいのではないかという背景もあったんじゃないかと思います。

今、蛭子委員おっしゃっていたように、やはり広報広聴というのは非常に、我々特別委員会、今も委員におるのですがね、非常に大事なものであると。

この前も広報広聴特別委員会で視察に行きました。香川県の東かがわ市、それから徳島県の小松島市。特に徳島県の小松島市というところは、議会改革をガンガンやられていてね、基本条例もできているのですが、その発端というのは、やはり広報紙、議会広報、議会だよりをどのように変革するかというところから、議会を挙げて動き出したということを説明を受けました。

議会改革と広報というのは非常に密接な関係があると。そういう意味で非常に重要なポストやなあ我々もごっつい誇りを持って帰ってきたんですがね。

そういう文脈では常任委員会という方向というのは、私は間違っていないと思うのですが、ただ今の局長おっしゃっているように、他の常任委員会との性格の違いであるとかね、複数云々ということからしたら、この今日の時点での改革委員会としたら検討課題と残しておいてですね、当面特別委員会でいく必要があるのかなあという感じがいたします。

○原口育大委員長　　それでは進行の加減もありますので、3月にこれを具体化するのは無理かなあと思います。

今、残しておいてという意見がありました。特別委員会として議会広報がどれだけのことができるのか、そこらへんを考えながら、もう少し継続して検討するということで、前期では一応常任委員会とするという結論が出ておったんですが、この留意事項の部分を尊重させていただいて、今回は残しておくということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

それでは予算決算特別委員会のあり方ということであります。

①次期から、というのはこの3月からだと思いますが、「予算及び決算については、全員（議長を除く）を委員とする特別委員会を設置する。ただし監査委員（議会選出）は決算審査特別委員にならないこととする。」という結論でありました。

これに対して、なお委員会の専門性を考えると全員での設置はなじまないため、現状維持とするという少数意見もあったというふうな検討結果であります。

留意事項として、平成22年3月の予算審査特別委員会は全員で委員会を設置する。ということでこのことについて、今年度の予算決算委員会で試行するというふうに留意事

項のところにあります。

従いまして、これについては一応、検討結果のなかで少数意見もあつたりしますので、今年度22年3月の予算審査を含めて今年度の予算決算の委員会で試行するという部分で対応して今回はそういった中間報告といいますか、そういう状況になるかというふうに思うのですが、この予算決算特別委員会のあり方についていかがですか。

谷口委員。

○谷口博文委員 試行なんで、こういうふうに決定していることなので、試行でやるということで、今回は全員ということでやるという決定しましたよね。

確認ですけども。

○原口育大委員長 この少数意見の部分について懸念されることというのはちょっと委員さんも入れ替わったんですけども、これは事務局、懸念される部分というのはどういう部分。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） ここに書いてあるように委員会というのは専門性、本会議上で、全員でその審議をするという部分からある意味、委員会式というか、そういうところで深く議論すると、そういう専門性をもってやっていくということなんで、全員ということになればそこらへんの部分が疑問視されるのではないかなあということで、そういう意見があつたというようなことで、この検討結果の中にそういう少数意見があつたということを記述するというようなことで前回の場合はそういうまとめであつたというようなことです。

○原口育大委員長 それではこの今回試行するというので、本格実施する場合は運営基準の改正が必要というふうなことになっていきますので、それに向けて今回試行するというのでご了解をお願いしたいと思います。

それでは常任委員会、所管事務調査のあり方ということで、調査の進め方について検討結果ですが、「①管外調査の執行部への出席要請については調査目的に関連した執行部に対し、委員会が必要であれば同行を求める。」これについては現在適用している。

「②各常任委員会で調査の具体的なテーマ、開催回数・開会時間等について検討し、実施する。」

「③委員会として、具体的な調査事項を決めて調査を行い、調査報告の中で政策提言、要望等を行う。」これらについては実施に向け、引き続き検討するというふうになっております。

このことについて協議をお願いします。

森上委員。

○森上祐治委員 ③のように引き続き検討していったらいいんじゃないでしょうか。
今日結論を出すということないですね。

○原口育大委員長 それでは①については管内調査の執行部の出席要請のことについて、
今現在適用していることを3月の全員協議会で承認を再度しておくというスケジュール
にさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 それではそういうことにさせていただきます。

続きまして、常任委員会所管事務調査のあり方の「説明員について」ということで、①
検討結果ですが、現状どおり所管の課長職以上全員出席とする。

「②付託議案の内容により所管外の説明員に出席を求める場合は、委員会の判断によ
る」となっております。②についての説明員については適用、すでにされているという
ことであります。この件についてご意見を伺いたいと思います。

谷口委員。

○谷口博文委員 確認なのですが、委員長から説明員の出席を要請したら、先ほど局長
がご答弁されていたように一応法的拘束力があるというように解釈で、これも委員長で
もそういう権限があると理解してよろしいんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長(淵本幸男) 課長以上ということが基本になっています。

その中で、付託案件によって当然合同審査ということもあるわけなんです、やはり所
管事務調査の中でこの議案はこの委員会ということがはっきりと分けできると、区分
けできた中でなおかつその審議の過程において他の委員会の所属する職員、所管の職員
も答弁的に必要な部分が生じてくるといった場合に委員長から議長へ申し出て、議長か
ら出席要請するといったことが今までも何回かあります。

それでその出席要請に基づいて出席をしていただくというようなことです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 具体的なことを聞いて恐縮なんです、例えばですね、委員会から例

えば広域消防の消防長の出席要請を求めるとか、広域水道のそういうような人を出席要請を求めるとかはいうことは可能なのか、可能でないのですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） これはあくまでも市の事務についてでございます。

議案についても市の事務等についての議案が挙がってくるというようなことでございます。

それでその中で、市の市長部局なり行政委員会でない他の団体、例えば消防署なりでありますと、広域消防事務組合という別の団体です。そういった方が説明員として出席するということとはできません。

説明員としてはできないということです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 説明員としてはできないということは、他の方法で出席要請はできるというふうに解釈してよろしいんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 他の方法というか、参考人とかいうかたちであれば要請はできます。

○原口育大委員長 他にありますか。
熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 この現状どおり所管の課長以上全員出席するというところで、現状について検証を行うというかたちが載っていますが、我々はまだ新人として、まだそういう状況になるのが少ないので、先輩議員にお聞きしたいのですが、これはこのままでいいのか、それとももっと範囲を絞って、今日は健康福祉のことについてやるからその課長だけでいいと、あとの文教でも質問をもうちょっと関係ないので後日、時間をずらして昼からでも来いとか、そういうようなかたちというのはおかしいですか。

○原口育大委員長 その辺は討議したい項目だというふうに思うのですが、まず私の私見から行きますと、ここでの検討結果の中に、常任委員会で調査の具体的なテーマ、開催回数、時間等について検討し実施するというふうになっているわけですから、やはり

これについて引き続き検討するという事になったということは今熊田委員言われたことも課題に挙げて検討すべきかなあということで、現状どおりということではないのかなあという印象を持っています。

この委員会の調査のあり方について、ご意見あればぜひ。

現状をもう一度確認しましょうか。

現状としては、委員会調査方法、現状の部分に書いてありますが、委員会調査方法として、申し出事項全般を調査する場合と重点項目を設けて調査する場合があるということで、委員会の招集のときに委員長のほうで、今回はこういうことを中心にやりますということも挙げている場合と、全般ですよというかたちでやっている場合があるのかなあと思います。

もう1点、重点項目について調査した場合、所管内のその他で重点項目以外も質疑を行っているというのが現状かと思います。

所管外のその他で所管外についても副市長等も質疑を行っているという部分があります。この所管外のその他については、私個人的な見解ですが、本来所管外については報告程度であって、質疑を行うのはちょっとおかしいのではないのかなあというふうな意見を持っています。

阿部委員。

○阿部計一委員　これは旧町時代ですけども、やはりそういう例えば文教、文教の中で委員長権限の中で、もちろん議員さんの各委員の意見も聞きながら今回はこういう方向で集中的に、各所管の課長は出席していますけどもね、今日はこういうことをひとつの議題として集中的にやるということはそういう経験はありますけども、市会議員になってからは、集中的といっても一般的なこともいろいろありますけども、徹底してやるというような例は今までありましたけどね。

○原口育大委員長　森上委員。

○森上祐治委員　前回の中間報告では現状どおりという結論を出されているのですが、月基本的には1回なのね、常任委員会の集中審議、所管事務調査というのは非常に大事なものである、基本的には全課長さん以上来ていただいているのは一番我々としては心強いというか、あれやけどね。

ただ言っている集中審議うんぬんという場合によったらありますよね。100%全部雁首そろえて課長以上が全部出席しているというような、私も何回か経験ありました。今日これだけ大勢課長以上いらんのかなあという場合もまあありましたからね。

だからここは原則ということで、現状にマッチした無難なあれかいなあという感じもいたしますが、今日結論出さなくてもいいということやったら、今後の検討課題のひとつ

にしていったいいんじゃないかと思うんです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど委員長の私見に対して、私は違う意見なんです、所管外のその他ということで質問は適当でないという委員長の発言があったわけなんです、私自身としたらやはり所管外のその他等で、情報収集をやりたいというケースもあるのよ。その辺をよ、今までどおりその他でよ、あって、別段議員が疑問に思っていることをよ、ある程度執行部に対して意見を求めるといのは別段私自身は問題ないという認識もっているんですが。

○原口育大委員長 結局責任ある答弁を求めるのに所管外の委員会でどうなのかなという部分は私としては思っています。

もちろん議員の活動として、直接自分が足を運んでその部分を担当課に聴きに行くというのはまったく1年中やっていることなので、そこの整合性も調査の進め方については検討すべきかなあと思っています。

今、結論をすぐに出るような話ではないと思いますし、一番改革の中でも大きな課題かと思しますので、①②③についてのなかでいきますと、①について今回は取り上げてはどうかと思っていまして、②③については引き続き、ほんまに議会改革の核心部分だと思しますので、検討する必要があるのかなあと今思っています。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 谷口委員おっしゃっていたように、委員会で議論するということが大事かと思うんですよね。

庁舎へ行って課長と話をするというそういう話もあるかと思うんですが、市の考え方や、そういう対応というものを公式な答えをいただかないと、裏の取引のような話ばかりしていても、それはいけない話であると思いますよ。

ある程度のそういう調査活動というか、いろいろ内容について詳しく見ていくということは大事だと思うのですが、委員会での議論というのは基本であると思うんですね。

それともう1つ注文をつけたいのは常任委員会に市長は絶対出てこない。出られる条件でも絶対出ないということについてはちょっと改革する必要があるのではないかなあとすることは思いますけども、なかなか皆さんの合意が得られるかどうか分かりませんが、私は常々思っております。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど谷口委員が言われていましたけども、今でも現状は各常任委員会で所管外でも、あんまり突っ込んだ質問は、これはちょっとルール上、所管制をとっている以上は無理ですけども、大まかなことについてはね、これは当然、産建のほうでもやっていますし、他の委員会でもやっているといますし、それは別に差し支えないと思いますよ。そこまで所管外やからということでは。ただ突っ込んだ質問はできないと思いますけどね。そうでしょ委員長。

○原口育大委員長 その部分、今出た市長の出席の部分、今出た所管外の部分。これも今言いましたように進め方の中で重要なポイントかと思しますので、今日、結論を出すのは無理だと思いますので、引き続き委員会の中で検討したいと思います。

それではこの項目について、①の現状適用できている部分については、3月議会で確認をさせていただきたいというふうに思います。

暫時休憩をしたいと思います。

再開は11時15分からといたします。

(休憩 11時 2分)

(再開 11時15分)

○原口育大委員長 再開します。

休憩前に引き続きまして、常任委員会所管事務調査のあり方。先ほどは調査の進め方について協議をいただきました。密接な関係がありますが、調査員についてということで検討結果は①説明員の範囲、現状は所管の課長職以上全員出席となっています。

①として現状どおり所管の課長職以上全員出席するという検討結果でありましたが、これについては先ほどらい調査の進め方との関係で現状について検証を行うということにとどめております。

②については、付託議案の内容により所管外の説明員に出席を求める場合は委員会の判断によるということで、これも先ほど議論に出ましたが現状、適用しているということでもあります。今回は②の部分について現状適用しておりますので、3月承認をいただこうかなあというふうに思いますが、この2点についてご意見を伺いたいと思います。

それでは、議事の都合で①については検証ということで残させていただいて、②の部分については改めて3月の議員協議会等で承認をいただくということで進めたいと思います。

次に行政視察のあり方、行政視察等報告書についてということで、現状は視察報告は行っていないわけですが、検討結果として先進事例等を調査する場合、十分な事前調査をした中で、先進的及び特色のある取り組みを行っている視察先を選定し、視察後は委員

会として視察報告書を提出するとなっております。

留意事項の①として、視察先の選定については適用している。これについては十分な事前調査をした中でという部分について、できておるという判断であります。

②の視察報告書については、様式を作成してやったらいいのではないかなあということで、現実、文教と広報については視察、今回行われております。その中で試行的に報告をしていただこうかというふうなことになっておると伺っています。

この視察報告等について、一応この①の検討結果について、3月に報告をして承認いただきたいというふうに思っておりますが、よろしいですか。

谷口委員。

○谷口博文委員 当然委員会、先進地の視察に行ってきたときに、報告書の様式の作成やけど、当然今までされていなかったんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） その都度、行ってきた段階で速やかに報告というのはまともはございませんでした。文章的にはなかったです。

ただ、1年間調査してきたまとめとしては、最終のまとめはその中に組み入れてやってきております。その都度はなかったということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは私の本当に個人的な意見なんですが、先進地ですばらしい情報収集してきた段階で情報伝達というか、議員各位全員にですね、そういう情報を伝えるような書面をもってしていただいでですね、情報を共有することによって、市政のほうに反映すべきだと思うので、その辺の報告書は書面でしっかりとすばらしい、様々な先進地の視察にあたってはですね、報告書等を今後はやるべきだと、委員長、思うのですが。

○原口育大委員長 とりあえず今回の文教、広報については試行的にやっていただけるということを伺っています。

様式等が今からの課題になってくるかと思しますので、試行の中でいきたいなあと思います。

いいことだと思いますので、そのことについては検討結果を3月に報告して承認をいただきたいというふうに思います。

それでは次の専門的知見の活用ということでもあります。これについては自治法の100

条の2というのが関係しますので、100条の2の解説だけ、事務局のほうでお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 地方自治法100条の2というのが平成18年の地方自治法の改正によって新たな条項ができました。それで19年4月1日から施行というようなことになっております。

中身については、この文章は書いてあることは読まないわけですが、今まで参考人とかあるいは公聴会とかいう、いろんな地方自治法上で定められた分があります。

ただ、この1つの調査、あるいは審査の中で、もっともっと深く調査研究を進めていくというようなことについて今までは説明員なり、参考人、そんな部分であったわけなんです、その上に専門的な団体、あるいは個人、そういったところへそういう調査の一部をある意味、委託的なかたちでいけるというようなことです。

それは結果的には予算も経費的に伴いますし、当然予算も必要なんです、議会の議決を経て、それでそういった学識経験のあるそういった団体、個人、そういったところ、法人もありますし、そういったところへそういったものを委託できるというようなことでございます。

○原口育大委員長 局長、この予算措置等のところ○印が入っておって、今言われたように予算が必要になると思うのですが、議会費のなかの対応というのはあんまり議員としてはそこまで気にせずに進めていい話かなあというふうに思うのですが。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 当然そういった状況は突然湧くということではないと思いますので、そういった事前の予算措置なりについては、そういう動きがあれば、補正なり、当初から置ける分については当初から置くというようなことで、予算措置は対応できるのではないかなあ。

急にそういったことが決議されるというようなことになった場合、予算がないということになりますので、事前の予算措置は必要かなあというふうに思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この専門的知見の活用というのは、局長からご説明いただいたように平成18年の法改正で新たに出てきたこと。これはやっぱり地方分権の流れの中でね、地方議会も力をつけないといけない。議員も専門的な力をつけていかないといけないぞという流れの中で出てきたことなので、全国の動きを見ている、やはりこの専門的

知見の活用というのには1つの大きなキーワードになっていると思います。

したがって、やっぱり今後の南あわじ市議会の議会改革の将来、基本条例をね、策定していく段階でも大きな柱の1つになっていくのではないかと思いますので、検討されたいと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは確かにそういうことは必要やと思うんですが、乱発というか、あまりにもそれに頼りすぎることになると、議会としての権威の失墜にもつながっていくので、かなり慎重にやらなければいけないのではないかなと思います。

ほんまに必要なとこと、これは起こりうる可能性もありますし、必要やと思いますが、やっぱりその辺の加減というかね、そのへんがなかなか難しいのではないかなと思います。

○原口育大委員長 先ほど来、参考人という話もありましたが、そういったかたちよりもまだもう一步踏み込んだかたちでのものだと思いますので、今、阿部委員言われたように十分、大変なことでありますし、活用もしっかりとできるようなことにはしておかないといけないというふうに思います。

それではこれについては、検討結果にありますように自治法の規定に基づき必要に応じて行うということで、3月のなかで承認をいただいておりますというふうに思います。

これ以降の部分ですけれども、まず議長、副議長の短期交代の是正。これについても現状申し合わせにより1年となっておって、検討結果については4年が基本であるが2年とするという検討結果が出ておったわけですが、実際に今期に入って、中に現状どおりの1年ということで行きました。

こちらへんも大変大きな課題なので、これについても引き続き結論が一旦、検討結果として出ているのですが、なかなか引き続き検討するしかないのかなあというふうに思いますが、その辺いかがですか。

ちょっと時間の都合がありますので、引き続き検討ということにとどめておきたいと思っております。

議会役員の選出方法につきましても、立候補と所信表明等についても、今回について、実施されなかった。

一応、検討結果については①議長選挙における立候補と所信表明については、下記の事項等を議員協議会で協議、決定したうえで実施する。

1、立候補するための推薦人の有無。2、所信表明の持ち時間、質疑の有無。3、住民への公開の有無。これを実際に適用しようとする場合に議員協議会等での承認がいるということと、できれば運営基準等に、また実施要綱を制定するというのが適切かというふうなことであります。

これについても先ほどいいましたとおりであります。

早急な結論は出ないかと思うので、これも大事なことだと思いますし、基本条例の中での位置づけをされているところもありますので、引き続き検討ということで、ちょっと報告まで至らないということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長　次の項目については、前期委員会においても中長期検討項目とされて継続調査となっております。通年議会について、執行部の反問権の保障について、執行部の重要施策議会報告の制度化について。これも基本条例に密接に関係する部分であります。なかなか難しい課題だと思います。

これも本日議論するには時間がありませんので、今後、十分調査をしていきたいというふうに思います。

次に、前期の検討結果の中の市民参加のほうに、移らせていただきたいと思います。

先ほど訂正があった部分かと思うのですが、出前講座、懇談会、報告会についてということで、現状としましては議員定数等調査特別委員会による市民懇談会、それと研修会を議員定数市民懇談会については旧町単位で4回開催した実績があります。それと各種団体の代表者、議員による議員定数研修会をそれに先立って1回開催をした経緯があります。

この検討結果につきましては、出前講座、懇談会、報告会は議会として実施要綱等を規定して実施するということでありまして、これについて実施に向けて具体的事項検討ということになっております。

これについてちょっと、事務局のほうで判断ミスがありまして、検討結果は実施するというふうに決まっておるところであります。

これについて、実施要綱等の制定が今後必要になってくると思いますので、この3月にはちょっと間に合わないということで、これもいろいろと他市の事例等も参考にしながら要綱等を検討していきたいと、この委員会として実施に向けて要綱等を制定していきたいという作業を次回以降やっていきたいというふうに思っておりますが、そういうことで。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　定数問題でね、他市もそうですけども私たちのところでも定数問題で、すでにやった経験を持っているわけですね。

そういう例もあるのでやはり試行的なことも含めてやるという方向で具体化していかないと、なかなか議論ばかりでは進まないのではないかと。

ですから早い段階で予算が終わってからぐらいのところでもやるんだというぐらいの

思いをもって臨んでいかないとなかなか進まない話ではないかと思うのですけど。

○原口育大委員長 最初の工程表の中で、7月ぐらいに議会報告会、公聴会、懇談会などの開催についてということで、試行したいなというふうに私の案でしたけども出させてもらっています。

どうかたちになるか、ほんまに試行やと思いますが、実績を積むという意味で、この議会改革特別委員会としてできるのか、議長にお願いして議長としてできるのか、開催方法等いろいろ今から準備をさせていただいて、ぜひこの夏には一度実績として残しておきたいなど。今蛭子委員言われたように思っておりますが。

森上委員。

○森上祐治委員 理想論から言えばそういうふうに行きたいと思うのですが、現状、議会改革特別委員会でも1つの会派からは代表今のところ出していただけていないと。

やっぱりその議会報告会というのも私もいろんな資料を見ていましたら、こういう地方分権の中で地方議会のレベルアップという1つの目玉になっているんですね。

開かれた議会ということで。その議会報告会というのは会派とかそんなの超えて、議員が一丸となって前の定数の問題がそうでした、それは我々やりきりましたよね。

ああいうかたちをしないといけないと。だからやっぱり議会のこれからの動きについて、その前提として議員全体がやね、一丸となってやっていくんやというような体制を作っておかないといけないと。したがって、その点、今の時点でね、心配になっているんやと。

全員報告会7月にやるにしたって、みな手分けして同じようなレベルで報告できるのかというようなことをちょっと心配しています。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局辞退された方は全部おまかせしますと。前回も言いましたけども。異議があるなら出てきて言ったらいいので、決まったことについては了解してもらおうということでなんら問題がないと思います。やったらいいと思います。

○原口育大委員長 ここで実施に向けて検討するというふうにしていまして、議員協議会等での承認をいただいて、予算措置等も協議して、要綱も整備してやっていこうということでもありますので、この委員会の中でそういう流れを作っていただいて、それを全協なりで報告しながら実施に向けて整備していくという方向付けでいきたいと思うんです。

阿部委員。

○阿部計一委員　それは反省なんです、現実、今も市民連合さんとか、それぞれゆづるはさんも広報を通じていろいろやっていますよね。

私のところは何もやっていませんが、現実そういう市政報告会というようなことを各自でやっている。その上に、また一緒になってやるというようなことをね、やはりそのへんのことを検討しないとね、今のところそれぞれ会派の自主性に任せてやっていますけれども。

私らほんまにああいうふうに出されているということは、議会広報委員会というのがあって、きっちりとそれに専門職が付いてやられておられる。それ以上にああいうこと。私らどうもそれに政務調査費を使うというのは私は疑念をもっているのですが、その辺のことをね、委員長、やっぱり十分、好きなように、それやったらそれで行く。

もうそういう議会全体でそういうふうに出前講座みたいにぱっとやっていくのであればね、それは結構やと思うんですね。その辺もやっぱり検討課題と思います。

○原口育大委員長　谷口委員。

○谷口博文委員　私も、これが趣旨がどういうふうな開催方法をもって7月に実施しようというような案的なものはなにかあるんですか。

私はね、議員それぞれやはり支持団体というか、それぞれの考えのもと、様々なものがあってよ、合同でということは、僕は不可能やと思う。

まったく意見の違うような人の報告会もいうて、自分を支持していただいている支持母体というか、そういう支持団体も違うしやね、その辺がどういうふうな方法でよ、7月に何をしようとするのかだけ確認なんです、どういうことをしようと、具体的によ、開催方法とか、議員が全員参加してやるんだとかやな、そのあたりは何か案的なものはあるんですか。

○原口育大委員長　今、よろしいですか、①にありますように出前講座、懇談会、報告会、いろいろ種類があるわけですし、先ほど来の、会派による報告会であったり、議員個人の報告会であったり、そういうのは政治活動として、それぞれやられているかなあと思います。

議会として、他市の事例なんかを見ていたら、基本条例の中で、議会報告を義務付けたり、している部分もありますし、討論会的に、意見が違っていたとしても、市民との討論とかいうかたちもあるので、そこは具体的にどういうことでやるのが実施可能かというのはまだないのですが、現実的には前回議員定数については大きな問題であったので、旧4町で定数委員会の審議の方向について説明をして意見を求めるということをしましたんで、そういった課題を探して、議会改革に関するものになるのか、あるいはまた違うことになるのかも含めて、今から検討してそういったことが可能かどうかも含

めて、一応実施するということで、尊重して進めてみたいなあというふうに思っています。

阿部委員。

○阿部計一委員　それもそれで結構なんですけど、それをやる前提にね、やはりこの委員会は、蛭子委員も言われましたが、それは来ないものというてやね、そういう権利はない、ただ議員として、この改革なり委員会ができる前提でなんとか無所属も入れてほしいとかいうことで発車して、議長にもお願いしていましたがね、砂田さんもまだ名札が残っている。残りの言っていた人のね、そのけじめというかね、6人で行くんだと、議長を含めてね、その辺もきっちりしなかったら、いつまでもそんな体たらくで、そんな議会が全体となってしまうということは、僕は通せんと思うんよ。

委員長にこれはやっぱり早い時期ね、きつい言い方かもしれませんが、これでいくのか、砂田さんも出席されていませんけども、本当に宙ぶらりんでそのまま放っておくのか、その辺、議長ね、一回ちょっとご意見をお伺いしたいです。

このまま行くのであればこれが正式な委員会としてやっぱりやってほしいなと思うのですけども。

○原口育大委員長　議長。

○川上 命議長　これは当初結成時に、向こうからそういう組織に言われたそのとおりにして、結局上程手前に辞退されたということで、時間もなしに戸惑ったわけですが、一応、この改革は前期の議員さんがかなり力を入れた中で、経費もかなり使ったなかでの、訪問もした中でやっている人たちが中心の人が退かれたということで、非常に立腹しているのですが、なんとかこの20人体制のなかで当初からそういったことを市民の前に見せ付けるということは非常に私も心もとないということもあって、心広く、なんとかこの議会改革をしている間にひとつ気持ちを変えていただいて、参加していただくというような門戸を広げておるのですが、今のところそういった気配がないわけですが。

一応、議会運営委員会に出てくる、はっきり名前を言いますが、印部さんのほうも非常に一応冗談の中にもある程度気にしているということ。

しかし、交換条件とかそういったことは飲めませんが、一応、一番の原因は13対7とかそういったかたちの中で、何を言っても通らないとか、市民に聞かれたら非常にはずかしい話で、こういったことが理由でということ、これはお互いに市民の前で公表できません。

そういった中で、私自身、もう少し辛抱して、その中で、この委員長のほうから、議員協議会の中でいろいろと意見が出ると思うんです。

そういったことを踏まえた中で、最終的に議長としてもある程度やっぱりこれは議会運

営の中で会派運営というのは申し合わせ事項ですから、やっぱり元議長をした人が3人もおる中でこういったことをするというこはけしからんと思っているので、そういった措置は議長としてもある程度は強行に出たいと思っております。

そういったことで、今しばらく委員長が議員協議会にいろいろかけていく中での協議のそういった中を見てみたい。そういった中で議長としてもある程度決断を下したいと思えます。そこでひとつご勘弁をお願いしたいと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 暫時休憩してください。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 11時42分)

(再開 11時49分)

○原口育大委員長 再開します。

次に公開のあり方で、議長交際費、政務調査費があります。

これについては、検討結果は議長交際費については、①議会のホームページで支出日、支払い内容（個人情報部分は除く）及び支出額を公開することとし、毎月初めに前月の支出分を追加記載する。

②議会広報紙で年間の支出区分ごとの件数、支出額及び総支出額を掲載する。なお、詳細は議会のホームページで記載されている旨を記載する。

政務調査費については、①議会ホームページで会派ごとの収支報告及び事業の成果について公開する。

②議会広報紙で会派名、収支決算額等を記載した政務調査費収支報告一覧表を掲載する。なお、詳細は議会のホームページに掲載されている旨を記載するというふうに検討結果が出ております。これにつきましては、留意事項としまして、議長の交際は、市長交際費との調整を検討する。

政務調査費については、事業成果報告書の様式を作成するというふうになっております。

まず、議長交際費については、3月にそういったことを全協に報告をして承認をいただいて実施していくと。

政務調査費につきましては、これについては、これも3月に報告をしてただ政務調査費の条例にそういった部分の規定がありませんので、盛り込みたい。で、3月にいい報告をして承認をいただいて作業したい。

実質的には22年度分、今4月から始まる分ですよね。今現状は11月11日以降の分で、3月末締め切りで今やっていると思いますので、22年度分についてそういったものを整えて報告していくというのが適当でないかなあというふうに、私は今思っております。

基準点として、22年度分から様式等を含めて、そういうかたちにもっていききたいなあと思っています。

ご意見を伺いたいと思います。

議長。

○川上 命議長 議長交際費ですが、90万円ということで出ているわけで、年度を見てみて18年が67万円で、あとはだいたい40万円までで終わっているということで、90万円と私も議長でありながらこの議長交際は自分自身使えないと。だいたい職員がだいたい冠婚葬祭だけにある程度使うと。そういったことですから、だいたい40万円ぐらいあったらいいというようなかたちでなっとるのが90万円というのは大きすぎると。

世間から見られてもということで、この間も局長とも議論した中で、来年度からもう少し減らせやということをやったんです。

今回は3月やから間に合わないということで、しかしここに書いてある市長交際費との調整というけど、市長交際費との調整であってもこの使わない金を90万円と挙げていたら市民はやっぱり、月給50万円もらいよって多いやないかという声も聞こえてくるわけで、何に使いよるんやと。そういったことで、クレームをつけております。それだけ使っておりませんので、そういったことで。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これも書いてあるホームページ等々で公開というか開示をしっかりとやるので、その辺は議長は心配せんと、しっかりと開示というか公開はするのでよ、その辺は予算が90万円ついていようと、50万円ついていようと、使途不明金というか、適切な支出なんで、その辺は議長、問題なくやな、そういう認識を持ってもらいたいと思うね。

90万円予算についていたって決算が40万円とか、しっかりと今回の議会改革ではホームページ等々にそういうような公開をすると、開示をすると方向でよ、やるのでよ、それはまったく問題ないと思いますわ。

○原口育大委員長 他市でもいっぱいやっていますし、即、実施可能かと思います。

ただ、市長サイドも市長交際費については公開されると期待しています。

どちらが先というのはないのですが、議会は議会でこういうことをやるということをして市長サイドにも言って、できたら歩調を合わせてできたらいいなというふうなことは思っておると。

不用額を出すというのは私、適当ではないと思うので、それは確かに実績を見ながら予算のなかで、おかれるのは適当な額をおかれるのがいいのかなあと思います。

ただ、きちっと規定にそって支出しているので、無駄なことでは使ってないと思いますので、そこらへんもしっかりと規定なんかも公開する中でいかないと、というふうに思います。

そしたら交際費関係についてと政務調査費については、3月にそういう手続きを踏んでおいて実施していきたいということをお願いをしたい。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どこまで行くんですか。

○原口育大委員長 できれば行きたいんですが、もう時間ないなあ。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、今日の委員会次第では項目が挙がっているので、どうするのかなあとあって、さっきから気になっていたんです。

○原口育大委員長 そしたらいったんここで止めてでよろしいかな。
あとのちょっと新規の分と視察の分をちょっとやっておいてということで、端折りますけどよろしいですか。
その内訳についてはもちろん3月に間に合うようにしないといけない部分があるので、ちょっと検討させていただいて。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 できたら、確認できたところまで。

○原口育大委員長 そうしたらあと、事務局の強化であったり、図書の実充であったり、一部事務組合であったり、今の議会費の視察経費であったりなんで、今、蛭子委員言われたように、積み残してもそんなにではないとかと思うので、とりあえず今日のところはこんなところで仕分けについてはここで止めさせていただいて、2番目の新規検討項目についてということで、一応、案がありましたらということでお諮りしていました。
もしありましたら出していただきたいと思うのですが。
そしたら今出ている分につきまして、検討項目をちょっと報告させていただきます。

出ている分、報告させていただいて、これを体系の中の、もし入れていただけるか、あるいはそれは必要ない、あるいはこれは検討委員会でなしに議運なら議運に任せたいとかですね、そういう作業をしておきたいと思います。

今、資料をお配りしている分は今回新規検討項目として出してきた分です。

内容としてはまず、逮捕起訴された議員への報酬支給を中止する案。具体的な取り組み内容としたら、選挙違反で逮捕起訴された議員への報酬支給を止めることができるように条例改正を行うというものであります。

2番目は委員会での自由討議と意見表明。自由討議については検討課題に挙がっているわけですが、ここでの具体的な取り組み内容としましては付帯案件審議で議員間の自由討議を認める。

討議終結後、採決までの間に議案への意見を述べる機会を設ける。これも他市の事例でここには詳しく書いてないのでありますけど、検討願えたらというふうに思っております。

委員会開催要領、これについては先ほど質疑がありました。ですけども、これは私の私見ですが、協議事項を招集通知で示し、その他項目についてはあらかじめ質問通告をもらう。所管外その他の廃止ということで提案をさせていただきました。

これについては異論も十分あるかと思しますので、先ほどの継続になっている部分でまたご検討願いたいと思います。

議場へのパソコンの持ち込み。これについては必要かどうかも含めて、協議願えたらなあと思って書きました。

次に予算書の電子データの取り扱い。これはすでに公表されておる過去の予算書であったり、22年度についてももうすでに議案書として配布されました。

というかたちで財政課から予算書の電子データ、エクセルですけど、これを議会事務局に送ってもらってあります。

これについては、議員が希望すれば受け取れるようにしたいと思っています。これは改革でどうのこうのという話ではないと思うのですが、調査の中で、そういうデータがほしいということで、もらえるということで確認ができて、すでに財政課からこちらに送ってもらっていますので、取り扱いについて、そういうことを希望されたら使えるようにされたらどうですかということは申し上げたいと思っています。

議員への連絡手段。これは現在、電話とかで訃報などの連絡をいただいているのですが、内容によってはパソコンでのメールであったり、携帯でのメールが連絡に利用できれば若干、経費の節減等になるのかなあと。

それと議案の机上配布。これについては、すでに3月議会の分を宅配で送っていただいておりますが、経費節減を考えれば机上配布でもいいのかなあと。

ただ、希望される方については、送り届ける必要があるのかなあと思ったりしています。ちょっと細かい、議会改革以前のような話もちょっと出しました。

議会改革として扱っていただけるものについては体系の中に入れておきたいと思っております。必要ないというものは削除いただく。あるいは議運でも決めてよという話であればそっちにもっていくということで、仕分けをしたいと思うのですが。

今、個人的に提案しましたが、いかがですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 細かい点まで考えていただいております。

法律上問題ない部分については議長と委員長との間で相談してもらって、全協なりで確認、報告してもらって実施したらどうかと思います。

検討の中に入れるということですので、特にここで決めるということではないと思いますので、これはこれで議論に反映させていただけたらと思います。

○原口育大委員長 そしたら後で事務局と正副委員長等で協議させていただいて、議長とも協議して、取り扱いを検討してもらってということによろしいでしょうか。

次に視察研修についてということで、議題に挙げております。

行程の中では、4月早めに実施したいというようなことで、一応、案としまして養父市を挙げています。あと、各委員もしご意見があれば伺いたいのですが、とりあえずは養父市の取り組み状況を視察してはどうかと思います。

そのへん、事務局で若干調査していただいておりますので、状況について、資料も出してもらっておりますが、よろしいですか。

養父市が条例の制定等については、今どういう状況になっておったかだけちょっと。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 今お配りしておりますのは、養父市の広報紙の抜粋させていただきます。

議会基本条例の解説付きの、これは条例案です、今の段階では。

この3月議会で発議をして、議決、可決される予定ということです。

これについては、報告会等を事前に試行した中で、この議会基本条例の部分の素案についても意見を求めたり、またパブリックコメントで求めたり、そんな部分で成案ということで広報に出ている分でございます。

それともう一つは、報告会というか、試行された結果が広報紙に抜粋されておりましたので、付けさせていただきます。

条例についてはこの3月議会ということです。

○原口育大委員長 いろんな市議会で基本条例が出来上がっておるわけですが、他市の真似をただけのところもあるというふうには伺っています。

ただ養父市については、かなりいろいろ長いことかけて実績も積みながら、積み上げてきた条例というふうに聞いていますので、見に行くんだったらそういうところがいいのかなあと。

形だけ作るのは簡単なことなので、それで後々問題があると思いますので、南あわじとしても改革委員会の中で実績を積んでいって、積み上げていって基本条例に結びつけられたらなあと思っていまして、養父市を提案したいと思っています。

もし、他にいろいろありましたら意見を聞かせていただく中で、また提案させて決めていきたいと思っています。

議長。

○川上 命議長 20日のやったかな、市民報告会。それもだいぶいっとるわな。

あと決まり次第、うちも訪問するかも分からないと議長には言っている。

どうぞ来てくださいといよったけどな。

この間、会ったんよな。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 22日に市民フォーラム。300人ほど参集していただいて、やられたと。

その写しも付いていますね。

○原口育大委員長 そしたら委員長、副委員長で提案をやらさせていただきます。

それでは今後の委員会の予定なんですが、先ほど3月に全協で報告等をして固めたいという部分については、会議中にもう一回委員会を持たせていただいて、そこらへんを固めてからでないといけないと思いますので、そこらへん、事務局お願いいたしたいと思っています。

手続き的にはどういう手続きが必要かという部分。日程は別として、どういうことが必要ですという部分。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） スケジュールとしてはもう一度寄っていただいて、もう一度、報告する分を確認する。それといろいろ法令等を改正する必要がある分、それについても当然議員協議会なりで合意が得られたらこの3月の最終日にでも条例改正なり、等々する必要がある部分がありますんで、できるだけ早い目の段階で最終の議員協議会をしていかないといけないのかなあとと思います。

○原口育夫委員長　　今、説明があったような段取りになると思います。それでご了承していただいてよろしいでしょうか。

それでは最後、熊田副委員長。

○熊田副委員長　　本日は、午前10時からの第2回目の委員会、ご出席ありがとうございます。ありがとうございました。

中にはかなり熱い討論もできた部分もありますし、これからも自由闊達にいろんな項目に熱く語っていきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

これで終わります。

(閉会 12時 8分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年2月25日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大